議案第92号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を 改正する法律の施行による介護保険法の一部改正等に伴い、介護医療院及び共生型サービス 等の基準等に関し、関係条例を整備する必要があるによる。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例

(福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第 63号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「に係る判断」の次に「,身体的拘束等の適正化のための対策」を加え,同条に次の1項を加える。

- 8 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第2条 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条

例第64号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「に係る判断」の次に「,身体的拘束等の適正化のための対策」を加え、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
 - 第9条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第9条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が 生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第7条第1項第2号に掲げる医師と の連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第18条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第19条及び第26条中「第10条」を「第9条の2」に改める。

(福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「に係る判断」の次に「,身体的拘束等の適正化のための対策」を加え、同条に次の1項を加える。

- 7 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(福岡市指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第4条 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第18条-第21条) | を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第17条の2・第17条の3)

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第18条-第21条)

「第5節 削除」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第58条・第59条) | に、

「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第96条-第101条)」を

「第6節 共生型居宅サービスに関する基準(第95条の2・第95条の3)

に改める。

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準(第96条-第101条)

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第4条中「申請」の次に「(暴力団員,暴力団員を役員とする団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者によるものを除く。)」を加える。

第13条第3項第2号の次に次の1号を加える。

- (2)の2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者 (以下「居宅介護支援事業者等」という。) に対し、指定訪問介護の提供に当たり把 握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係 る必要な情報の提供を行うこと。
- 第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

- 第17条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第57号。以下「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条及び第95条の2において「障害者総合支援法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定居宅介護事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第6条第1項に規定する 指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業 を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」と いう。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指 定障がい福祉サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又 は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を 指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合 における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第17条の3 第5条から第7条まで及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。

第42条第1項中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士,作業療法士 又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士」を「次 に掲げる指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「訪問リハビリテー ション従業者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師

(2) 理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士

第42条第2項中「前項」を「第1項及び前項の規定に基づく規則」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

第43条第1項中「又は介護老人保健施設」を「,介護老人保健施設又は介護医療院」に 改める。

第46条中「,看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師,看護師及び准看護師を除いた保健師,看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。) |を削る。

第47条第1項第1号イ中「,看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第48条第1項中「,薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。 第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第58条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。),指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。),指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。),指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。),指定児童発達支援事業者(福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員,設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第54号。以下この条において「指定障がい児通所支援等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい,主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定障がい児通所支援等基準条例第68条第1項に規定する指定力課後等デイサービス事業者をいい,主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等

等デイサービス(指定障がい児通所支援等基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する 指定生活介護事業所をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障がい福祉サー ビス等基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第154条第1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。), 指定児童発達支援事業所(指 定障がい児通所支援等基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をい う。) 又は指定放課後等デイサービス事業所(指定障がい児通所支援等基準条例第68 条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において 「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等 が提供する指定生活介護(指定障がい福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定 生活介護をいう。). 指定自立訓練(機能訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例 第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)(指 定障がい福祉サービス等基準条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をい う。). 指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定 生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護 の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必 要とされる数以上であること。
- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第59条 第9条,第10条,第12条,第14条,第15条,第17条,第28条,第51条及び第53条 並びに前節(第57条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第12条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の 提供に当たる従業者」と、第56条の2第4項中「第54条第1項に定める設備」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。

第60条から第67条まで 削除

(準用)

第76条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第81条第2項中「介護老人保健施設」の次に「,介護医療院」を加える。

第84条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第85条第5項中「以下」の次に「この条, 第94条, 第106条及び第112条において」を加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

- 第95条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第104条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい,指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障がい福祉サービス等基準条例第100条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
 - (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
 - (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (準用)

- 第95条の3 第10条, 第14条から第17条まで, 第28条, 第56条, 第78条及び第80条並びに 前節(第89条を除く。)の規定は, 共生型短期入所生活介護の事業について準用する。 第103条第1項に次の1号を加える。
 - (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師,薬剤師,看護職員,介護職員,理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第104条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(福岡市介護医療院の人員,施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成30年福岡市条例第 号)第19条に規定するユニット型介護医療院をいう。第111条において同じ。)に関するものを除く。)

第105条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。 第111条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療 院として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

第121条第5項中「身体拘束廃止委員会」の次に「(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第123条中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

附則に次の1項を加える。

21 第117条及び第127条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する 診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日ま での間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。)においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第5条 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営の基準等を定める条例 (平成24年福岡市条例第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員,設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第28条の10の2・第28条の10の3) 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員,設備及び運営に関する基準」 に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、病床を有する診療所により行われる看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請(暴力団員、暴力団員を役員とする団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者によるものを除く。)については、この限りでない。

第6条第1号中「者(」の次に「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)(」を加える。

第7条第3項中「に係る第2項」を「に係る前項」に改める。

第21条第1項第2号中「者(」の次に「施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員 初任者研修課程を修了した者に限る。)(」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第28条の10の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び 次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業 者(福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条 例(平成24年福岡市条例第57号。以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準 条例 | という。) 第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。). 指定自立訓練 (機能訓練)事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する指 定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。),指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障が い福祉サービス等基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者 をいう。). 指定児童発達支援事業者(福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員. 設 備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第54号。以下この条において 「指定障がい児通所支援等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達 支援事業者をいい.主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。) を通わせる 事業所において指定児童発達支援(指定障がい児通所支援等基準条例第5条に規定する 指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定 放課後等デイサービス事業者(指定障がい児通所支援等基準条例第68条第1項に規定す る指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所 において指定放課後等デイサービス(指定障がい児通所支援等基準条例第67条に規定 する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除 く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する 指定生活介護事業所をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障がい福祉サー ビス等基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第154条第1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。),指定児童発達支援事業所(指定障がい児通所支援等基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定障がい児通所支援等基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が,当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障がい福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。),指定自立訓練(機能訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。),指定自立訓練(生活訓練)をいう。),指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。(準用)
- 第28条の10の3 第10条,第11条,第15条,第16条,第18条,第26条,第28条の2,第28条の4及び前節(第28条の10を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、及び第26条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者」と、第28条の9第4項中「第28条の5第1項に定める設備」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。

第28条の15中「9 | を「18 | に改める。

第30条第1項中「介護老人保健施設」の次に「,介護医療院」を加える。

第34条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第82条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を加え、「する。」を「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計

が1日当たり12以下となる数とする。」に改め、同条第2項中「第42条第2項」の次に「及び第89条第2項」を加える。

第42条第2項中「(以下」の次に「この章において」を加え、同条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第43条中「介護老人保健施設」の次に「. 介護医療院」を加える。

第47条第2項中「以下」の次に「この条及び第94条において」を加える。

第54条中「介護老人保健施設」の次に「,介護医療院」を加える。

第57条第6項中「身体拘束廃止委員会」の次に「(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう。以下この条、第69条、第77条及び第85条において同じ。)」を加え、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施すること。

第69条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第76条第7項中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第77条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第77条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第77条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要 な場合のため、あらかじめ、第74条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊 急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第81条中「第10条第1項」を「第10条」に改める。

第85条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第86条中「第10条第1項」を「第10条」に改める。

第89条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「, 介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第90条中「介護老人保健施設」の次に「,介護医療院」を加える。

第91条第1項中「29」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18)」を加え、同条第2項中「(本体事業所」を「(第42条第2項に規定する本体事業所」に、「を含む」を「を、第89条第2項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む」に改め、同項第1号中「、次の表」を「次の表」に改め、「に掲げる利用定員の数」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12」を加え、同項第2号中「9」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6)」を加える。

第96条中「第10条第1項」を「第10条」に改める。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

7 第65条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。)においては、

併設される介護老人保健施設,介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより,当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは,当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室,便所及び食堂を設けないことができる。

(福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第6条 福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例(平成26年 福岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第1項中「(以下次条第2項を除き,単に「介護支援専門員」という。)」を削る。 第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(福岡市指定介護老人福祉施設の人員,設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正) 第7条 福岡市指定介護老人福祉施設の人員,設備及び運営の基準等を定める条例(平成24

年福岡市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「に係る判断」の次に「,身体的拘束等の適正化のための対策」を加え,同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護

職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第10条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第10条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第21条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第22条中「第11条」を「第10条の2」に改める。

(福岡市介護老人保健施設の人員,施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部改正)

第8条 福岡市介護老人保健施設の人員,施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設又は」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院又は」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第10条第5項中「に係る判断」の次に「,身体的拘束等の適正化のための対策」を加え、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第21条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第23条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営等の基準等を定める条例の 一部改正)

第9条 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営等の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第70号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第87条 - 第92条)」を 「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準(第86条の2・第86条の3) 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第87条 - 第92条) 」 第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項 本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第4条ただし書中「申請」の次に「(暴力団員,暴力団員を役員とする団体及び暴力団 又は暴力団員と密接な関係を有する者によるものを除く。)」を加える。

第42条第1項中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚

士」という。)」を「次に掲げる指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者(次項において「介護予防訪問リハビリテーション従業者」という。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第42条第2項中「前項」を「第1項及び前項の規定に基づく規則」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護予防訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

第43条第1項中「又は介護老人保健施設」を「, 介護老人保健施設又は介護医療院」に 改める。

第46条中「,看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを 行う保健師,看護師及び准看護師を除いた保健師,看護師又は准看護師をいう。以下この 章において同じ。) |を削る。

第47条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第48条第1項中「,薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。 第71条第2項中「介護老人保健施設」の次に「,介護医療院」を加える。

第75条第2項中「以下」の次に「この条及び第97条において」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第86条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第57号。以下「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。)第104条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい,指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障がい福祉サービス等基準条例第100条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を

- 行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所 (以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防 短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上で あること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第86条の3 第25条の3,第27条から第27条の5まで,第65条の2,第68条及び第70条並びに第4節(第79条を除く。)及び第5節の規定は,共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において,第73条及び第76条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

第94条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師,薬剤師,看護職員, 介護職員,理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第95条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院 として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(福岡市介護医療院の人員, 施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成30年福岡市条例第 号)第19条に 規定するユニット型介護医療院をいう。第103条において同じ。)に関するものを除く。)

第96条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。 第103条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに 限る。)

第113条第2項中「身体拘束廃止委員会」の次に「(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第116条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。 附則に次の1項を加える。

18 第109条及び第120条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。)においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所

及び食堂を設けないことができる。

(福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営等の基準等を定める条例の一部改正)

第10条 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営等の基準等を 定める条例(平成24年福岡市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「, 介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を加え、

「する。」を「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12以下となる数とする。」に改める。

第24条第3項及び第25条中「介護老人保健施設」の次に「, 介護医療院」を加える。 第28条第2項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第35条第2項及び第36条中「介護老人保健施設」の次に「, 介護医療院」を加える。

第39条第2項中「身体拘束廃止委員会」の次に「(管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいう。以下同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施すること。

(福岡市指定介護療養型医療施設の人員,設備及び運営の基準を定める条例の一部改正) 第11条 福岡市指定介護療養型医療施設の人員,設備及び運営の基準を定める条例(平成24 年福岡市条例第72号)の一部を次のように改正する。 第9条第5項中「に係る判断」の次に「,身体的拘束等の適正化のための対策」を加え、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第21条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部改正) 第12条 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例(平成26 年福岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければな

らない。

第12条第3項中「のために介護予防サービス計画」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号。以下附則第4項において 「法」という。)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において 行われる第4条の規定による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び 運営の基準等を定める条例第46条に規定する指定居宅療養管理指導のうち,看護職員(歯 科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師,看護師及び准看護師を除 いた保健師,看護師又は准看護師をいう。附則第4項において同じ。)が行うものについ ては,同条例第46条から第48条までの規定は,平成30年9月30日までの間,なおその効力 を有する。

(管理者に係る経過措置)

3 平成33年3月31日までの間は、第6条の規定による改正後の福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を同条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

4 この条例の施行の際現に法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている 事業所において行われる第9条の規定による改正前の福岡市指定介護予防サービス等の事 業の人員,設備及び運営等の基準等を定める条例第46条に規定する指定介護予防居宅療養 管理指導のうち,看護職員が行うものについては,同条例第46条から第48条までの規定は, 平成30年9月30日までの間,なおその効力を有する。